

既に、一部の市町村では、児童生徒にワクチン接種券が配付されており、今後、多くの市町村で児童生徒への接種券の配付が進められることとされます。ついては、ワクチン接種に係る対応について、群馬県教育委員会からの通知をお知らせします。

県立学校の児童生徒に係る新型コロナワクチンの接種について

1 ワクチン接種について

- (1) ワクチンの接種は、強制ではなく、あくまで任意のものである。
- (2) 学校における集団接種は実施しない。
- (3) 新型コロナワクチン接種のために、生徒が授業に出席できない場合の扱いについて
 - ① ワクチンの接種に係る理由により、授業日の一部に出席できない場合は、生徒に不利益のないよう、遅刻や早退として扱わず、校長の判断で出席扱いとしてよい。
 - ② ワクチンの接種に係る理由により、終日出席できない場合は、生徒に不利益のないよう、欠席として扱わず、校長の判断で出席停止としてよい。
 - ③ 予防接種後の副反応により出席できない場合は、出席停止としてよい。

2 ワクチン接種に関連した差別や偏見、いじめの防止について

- (1) ワクチンの接種は強制ではなく、あくまで任意のものであり、周囲にワクチンの接種を強制したり、同調圧力と受け取られたりするような言動は行わないこと。
- (2) 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

3 不安や悩みに関する相談について

新型コロナウイルスに関連した不安や悩みがある場合は、1人で抱え込まず、家族、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどに相談する。